

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住支援金に関する報告及び立入調査について、兵庫県及び丹波市から求められた場合には、それに応じます。

2 次の事項に該当するときは、丹波市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 交付決定の内容又は要件に違反したとき：全額

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき：全額

(3) この要綱に違反したとき：全額

(4) その他市長が支援金を交付することが不相当と認めたとき：全額

(5) 申請日から3年未満で市外へ転出したとき：全額

(6) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消されたとき：全額

(7) 申請日から3年以上5年以内で市外へ転出したとき：半額

(就業の場合のみ)

(8) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額

ただし、2(5)又は(7)に該当する場合において、県実施要領に基づき移住支援金事業を実施する兵庫県内市町や地域へ転出又は転居したときは、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。